

県・市連携文化施設運営管理計画 (たたき台)

平成 年 月

秋田県・秋田市

目次

第1	基本コンセプト	1
1	国の文化政策の動き	1
2	秋田県の上位計画及び文化施策の展開	1
3	秋田市の上位計画及び文化施策の展開	1
4	施設概要	2
5	運営管理の基本方針	3
6	本施設で行う事業の定義	5
第2	自主事業計画	7
1	自主事業の方針	7
2	プレ事業及び開館記念事業の方針	8
3	中長期事業計画（将来像）	9
第3	貸館事業計画	11
1	貸館事業の方針	11
2	利用規則の基本的な考え方	11
3	利用料金の基本的な考え方	13
第4	広報・PR事業計画	15
1	広報・PR事業の方針	15
2	開館までの広報的取組	16
第5	運営組織計画	17
1	運営組織のあり方	17
2	レストランの運営	18
3	附属駐車場の運営	18
4	県民・市民参加の方法	19
第6	運営評価	20
1	運営評価の考え方	20
2	県・市の評価項目	20
3	年次事業報告書（アニュアルレポート）等の作成	21
第7	収支計画	22
1	収支のあり方	22
2	資金の獲得	23

第1 基本コンセプト

1 国の文化政策の動き

平成13年12月に、我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。その後、少子高齢化等の社会情勢の変化や、観光、まちづくり、国際交流等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が求められたことから、平成29年6月に、「文化芸術基本法」へ法改正されております。この法律では新たに、文化芸術が生み出す様々な価値を関連分野との連携において活かすこと、政府において文化芸術推進計画を策定すること（地方自治体は努力義務）、公演・展示等の活動支援に加え保存（アーカイブ）・継承についても支援を行うこと等が求められています。

また、劇場、音楽堂等の活性化を図るために平成24年6月に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」においては、劇場、音楽堂等を文化芸術の創造拠点、地域の文化拠点であることに加えて、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域発展を支える「新しい広場」、公共財であるとしています。この法律に合わせて設けられた支援制度である「劇場・音楽堂等活性化事業」は、平成30年度助成分より独立行政法人日本芸術文化振興会に事業を移管して「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」へと形を変え、助成内容の見直しと事後評価制度の導入を行っています。

2 秋田県の上位計画及び文化施策の展開

県は、平成23年8月に、国民文化祭の開催を見据えて「あきた文化ルネサンス宣言」を行い、文化振興のための取組を展開してきました。そして、平成26年に開催された「第29回 国民文化祭あきた2014」においては、100万人を超える来場者を迎えて秋田の文化を広く発信したことに加え、県内の青少年が地域の文化を知り、大切にすることを育む場ともなりました。これらの成果を踏まえ、「文化の力で秋田の元気創造」を図っていくため、平成27年3月に「あきた文化振興ビジョン」を策定し、「文化の継承と発展、創造（伝える）」、「文化活動の活発化と参加促進（触れる）」、「後継者・若手クリエイター育成（育む）」、「文化による地域活性（創る）」の4つを施策展開の基本方針としています。

この方針のもと、本県の伝統芸能や祭りが一堂に会する「新・秋田の行事」や、本県出身者の石井漠・土方巽の流れを汲む国際フェスティバルや秋田の文化を築いた先人に光をあてるミュージカルなど、秋田の文化資源を活かす取組を推進しています。

3 秋田市の上位計画及び文化施策の展開

秋田市は、平成29年3月に、「秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）」を策定し、「千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネサンス（中心市街地再生）～新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成～」を基本コンセプトとしながら、県・市連携文化施設や既設文化施設で形成する「芸術文化ゾーン」の面的充実により、「芸術文化によるまちおこし」を通じた地域住民の交流や新たなまちの魅

力とにぎわいの創出を図ることとしています。

また、平成29年3月に「秋田市文化振興ビジョン」を策定しており、その中でも中心市街地を芸術文化ゾーンとして充実させ、アートによるまちづくりを進めることとしています。

4 施設概要

現時点での施設概要は次のとおりとなっています。

所在地	秋田市千秋明德町204-1、204-2、204-4、204-17	
敷地面積	17,401.55㎡	
施設概要	高機能型 ホール	客席数 : 約2,000席 舞台 : 間口10間(約18m)、奥行き10間(約18m) オーケストラピット(前舞台)あり 附属施設: 楽屋10室、リハーサル室
	舞台芸術型 ホール	客席数 : 約800席 舞台 : 間口8間(約14.5m)、奥行き8間(約14.5m) 附属施設: 楽屋8室、リハーサル室
	その他	練習室9室、研修室5室、制作室3室、多目的スペース、 情報発信スペース、ブックカフェ、レストラン
	附属駐車場	駐車台数: 約200台

【外観透視図(南東側)】



2つのホールに附属するホワイエは、お堀や中土橋通りを眺めることができる開放的で明るい空間にしつらえますが、ホールの利用がないときは、気軽にくつろげる憩いのスペース(パークホワイエ)として、県民・市民へ開放することとしています。

5 運営管理の基本方針

(1) 基本目標と役割

県・市連携文化施設に関する整備計画（以下「整備計画」という。）において、基本目標と役割を次のとおり定めています。

基本目標	秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく
役割	① 文化創造に向けた取組の活性化を図る ② 文化に触れる機会の拡充を図る ③ 人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する

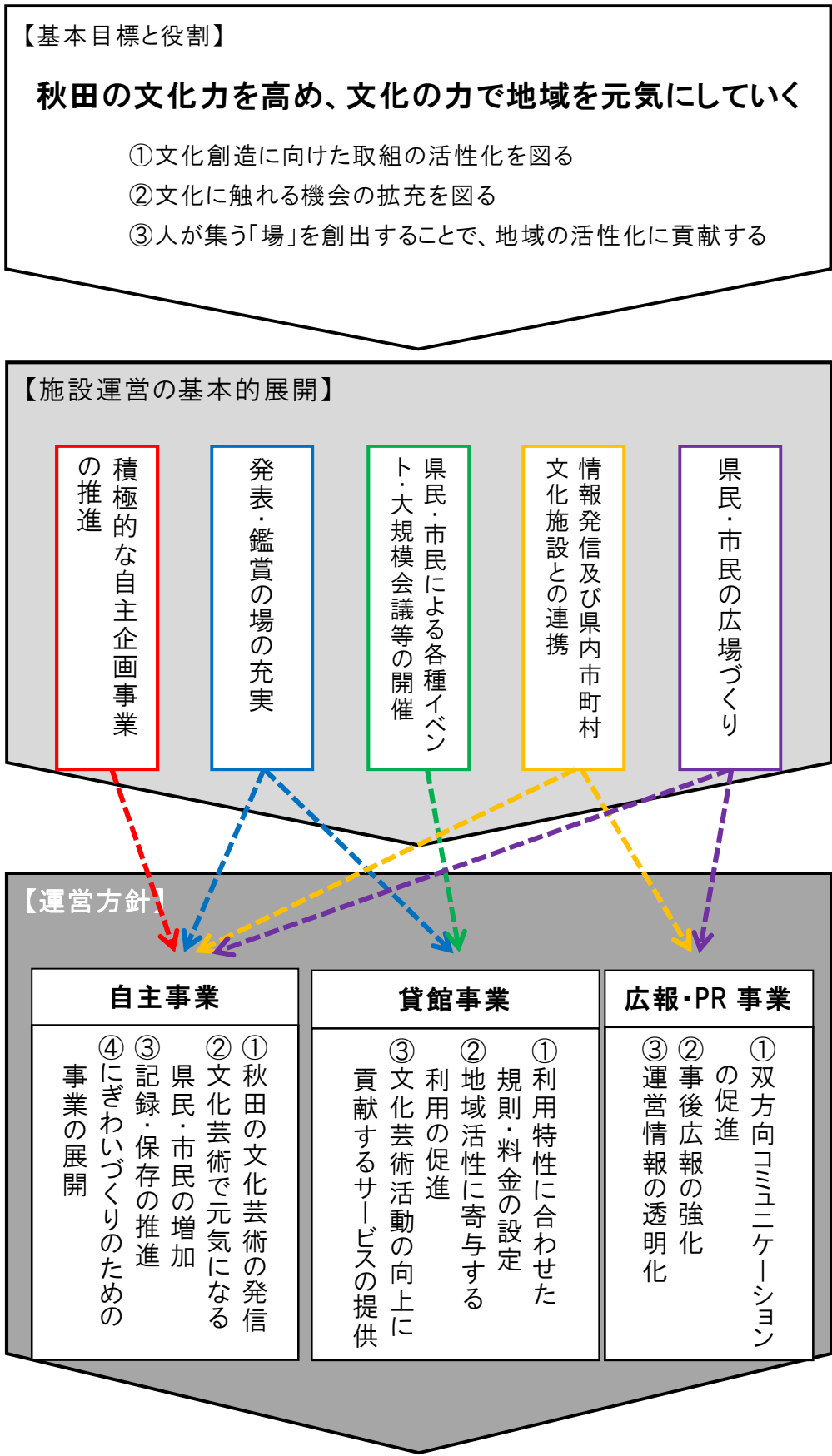
(2) 施設運営の基本的展開

基本目標と役割を踏まえて、運営管理の基本的展開を次のとおり定めます。

① 積極的な自主企画事業の推進
② 県民・市民の発表・鑑賞の場の充実
③ 県民・市民による各種イベント・大規模会議等の開催
④ 情報発信及び県内市町村文化施設との連携
⑤ 県民・市民の広場づくり

(3) 運営管理の基本方針

前項を踏まえ、運営管理の基本方針を次のとおり定めます。



6 本施設で行う事業の定義

本施設では、運営者が施設の設置目的を実現するために取り組む「自主事業」と、県民・市民を始めとする利用者の方々に施設を貸し出す「貸館事業」、文化事業の情報収集・発信や県民・市民等とのコミュニケーションを運営に反映していく「広報・PR事業」の3つの事業を推進します。

それぞれの事業の定義は次のとおりとします。

(1) 自主事業

運営者が主体的に企画・実施し、収支リスクを有する事業を指します。県・市の文化施策や施設の設置目的の実現、県民・市民ニーズの反映等を目的とします。

自主事業は、運営者が企画・実施し、収支リスクを担う「主催事業」と、他団体と共同で実施する「共催事業」の2つに大別することができます。共催事業は、主催事業と同様に主体性や収支リスクを担うケースから、利用料金を免除するだけの名義貸しのようなケースまで、実施形態は多様に存在します。主催事業に加えて共催事業を有効に活かすことで、県民・市民により多くの事業を提供します。

さらに、実施目的の違いをもとに、本施設では自主事業を以下の6つに分類します。

また、これらの事業を組み合わせる等、事業の相乗効果を上げ、独自の事業展開を図ります。

分類	内容
鑑賞	質の高い舞台芸術等を観たり、聴いたりする機会を提供する事業
普及・参加	<ul style="list-style-type: none">・ 舞台芸術等に触れる機会を創出・増加するための事業・ 県民・市民自らが舞台に立ったり、スタッフとして関わったりする事業
育成	<ul style="list-style-type: none">・ 幅広い年齢層を対象とした舞台芸術等の体験機会を提供する事業・ 部活動や文化団体の活動を向上するための学習機会を提供する事業・ プロの芸術家、将来の舞台芸術関係者を育成する事業
交流・連携	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺文化施設、商業施設、既存イベント等との連携により、中心市街地のにぎわいを創出する事業・ 県内の文化施設との連携により、各地の文化振興に寄与する事業・ 居住地、文化活動の内容、世代、国籍等が異なる地域住民の交流を促す事業
記録・保存	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に現存する民俗芸能等に関する資料の収集、保存を行う事業・ 本施設を始めとする県内文化施設における活動、公演等を記録する事業
創造	秋田の文化資源を活かした、質の高い独自の作品を創る事業

(2) 貸館事業

県民・市民の日常的な活動や発表等のために施設を貸し出す事業を指します。従来、一般的に「貸館」と呼ばれ、施設の利用申請を受け入れ、貸し出すという業務に留まる傾向にありましたが、本施設では地域のにぎわいづくりにつながる県民・市民による各種イベントや大規模会議等の開催、県民・市民の文化活動の向上に向けた積極的なアドバイス・提案・支援を行う、より能動的な取組と位置づけて「貸館事業」と呼ぶものとします。

(3) 広報・PR事業

県民、市民、資金提供者（協賛、スポンサー等）、マスコミなど、対象に合わせた情報の提供・発信を行う「広報」と、運営に関する意見・要望の収集や、県民・市民の舞台芸術活動における課題や、教育・商業等の他分野における舞台芸術の活用相談を受け入れて解決・支援を図る「PR」をあわせた「広報・PR事業」を本施設の3つ目の事業として位置づけます。

第2 自主事業計画

1 自主事業の方針

(1) 秋田の文化芸術の発信

秋田の舞台芸術を始めとする文化芸術の振興・発信拠点として、秋田県出身で日本を代表する芸術家の紹介・普及、民俗芸能の普及、秋田の文化資源を活かした新たな作品の創造・発信等を行います。

また、高い機能を有するホールを活かし、本格的な舞台芸術の公演を鑑賞する機会を定期的・継続的に提供し、県民・市民が県外に出なくても質の高い公演を楽しめるようにします。

【事業のイメージ】

- ・ 「新・秋田の行事」やふれあーる AKITA の「藝能あきた小劇場」のような、県内の民俗芸能を県民・市民をはじめ県外からの来訪者にも見せる公演等
- ・ 「国際ダンスフェスティバル」、「秋田の文化を築いた先人に光をあてる事業」のような、秋田が輩出した文化人、芸術家や秋田の文化資源を活かした作品づくり、フェスティバル、公演
- ・ 定期的な公演やシリーズ企画等、継続して楽しめる公演プログラム
- ・ オーケストラ、オペラ、ミュージカル、演劇、歌舞伎、バレエ等の規模の大きい舞台芸術の公演
- ・ 著名アーティストによるライブ、コンサート
- ・ 県内で盛んな文化活動を紹介し、交流を促す吹奏楽フェスティバル、バンドフェスティバル等

(2) 文化芸術で元気になる県民・市民の増加

「県民・市民の広場」として、誰でも、どんな環境にあっても文化芸術を近しく感じ、文化芸術に触れることで心や身体が元気になることを目指し、普及・参加事業や育成事業、交流・連携事業に積極的に取り組むものとします。

本施設がアーティストとともに行うワークショップや講座、アウトリーチ等に加え、このような取り組みに賛同する文化団体、地元芸術家、県内文化施設の職員等に向けた研修プログラムも提供します。

【事業のイメージ】

- ・ 教育機関、福祉施設、商業施設等におけるアウトリーチ(出前演奏、出前体験講座)
- ・ 障がい者、高齢者、乳幼児とその親、外国籍の方など、文化芸術に触れる機会の少ない方々が見聞きしたり、身体を動かしたりする楽しみを得られるワークショップや連続講座
- ・ アーティストの人間性を知り、文化芸術への抵抗感が軽減するような、秋田のグルメや日本酒を楽しみながら聞くトークショー
- ・ 県民・市民が舞台に立ち、実際に公演やイベントを創り上げていく段階的なプログラム
- ・ 文化団体等が技能・知識を向上するとともに、自らアウトリーチ活動が行えるようにするための講習
- ・ 県内文化施設の職員、自治体の文化振興担当者、教職員、文化芸術に従事したい若者・学生等を対象とした、文化芸術やホール運営に関する研修・講座
- ・ 県内文化施設と連携し、公演、ワークショップ等の派遣、共催
- ・ 地域の人が集い楽しむロビーコンサート、ホワイエコンサートの開催

(3) 記録・保存の推進

国指定重要無形民俗文化財を始めとする民俗芸能や、過去に開催された秋田の文化資源を活かした公演等に関する資料・映像等の収集、保存を行います。加えて、現在や今後において県内で取り組まれていく舞台芸術等の資料の収集、映像等による記録を推進し、「過去・現在・未来」の秋田の文化を保存・継承していくとともに、教育や産業などの分野でも活用していくことで、「高質な田舎」を目指す秋田の未来づくりに寄与することを目指します。

【事業のイメージ】

- ・ 民俗芸能に関する資料、映像等の収集・展示
- ・ 「国民文化祭あきた 2014」、「新・秋田の行事」、「国際ダンスフェスティバル」、「アキタミュージックフェスティバル」等、秋田の文化資源を活かした事業の開催資料(チラシ、プログラム、台本、楽譜等)の保存、映像の記録・保存
- ・ 人材研修等での資料の活用

(4) にぎわいづくりのための事業の展開

秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）を踏まえ、中心市街地の活性化を期待されている施設として、にぎわいづくりを目的とした事業に力を入れます。

周辺の文化施設との連携による芸術文化ゾーンの面的充実はもちろん、中心市街地の企業、商業施設、宿泊施設等とも連携し、エリア一体を開催地域と捉えた事業展開を図り、その輪を広げていきます。

【事業のイメージ】

- ・ 若者や子育て世代の人々が集い、交流する機会と場づくり
- ・ 既存イベントとの連携、秋田の季節行事や魅力を再発見するイベント
- ・ 中心市街地のホールや広場等を活用したフェスティバル
- ・ 美術館の企画展と連動したコンサート、公演
- ・ 本施設で開催する公演にちなんだ商品、食品等を市街地で販売
- ・ 情報紙やホームページ、施設内等で周辺商店等のクーポン(紙、ネット)を配布
- ・ 芸術文化ゾーンの拠点施設となり、千秋公園来訪者などに施設を開放

2 プレ事業及び開館記念事業の方針

(1) プレ事業

2021年度中の開館に向けて、次の目的のもとにプレ事業を実施していきます。

- ① 県民会館が使用できない間も、県民・市民に舞台芸術に触れる機会を提供します。
- ② 基本目標や運営方針に沿った事業を開館前より提供し、開館後の事業展開を周知します。
- ③ 県内各地で「県・市連携文化施設プレ事業」の冠をつけた事業を行い、本施設の開館を周知します。

(2) 開館記念事業

施設の開館を祝うということに加え、プレ事業を継承し、開館後の自主事業につなげ

るための取組として開館記念事業を位置づけます。

開館日すぐの1公演を「開館記念事業」と呼ぶのではなく、開館から数カ月～1年間に「開館記念事業期間」と位置づけ、自主事業と貸館事業を織り交ぜ、鑑賞事業だけでなく様々な事業を展開し、開館を広くアピールしていくものとします。

3 中長期事業計画(将来像)

開館から10年間の中長期における展開イメージは次のとおりとします。

とくに開館からの5年間は基本目標及び運営方針に沿った取組に全力を尽くすものとします。

基本的には、10年目をもって、取組の効果や社会情勢の変化を検証し、方針の見直しを行うこととしますが、適宜時点修正も行うものとします。

時期	取組姿勢
開館 5年目	<p>(1) 秋田の文化芸術の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新・秋田の行事」、「国際ダンスフェスティバル」、「秋田の文化を築いた先人に光をあてる事業」、「藝能あきた小劇場」等の現行の取組の質及び規模の拡大を図ります。 ・ 文化団体等の発表の機会に加え、大規模な舞台芸術の公演、著名アーティストによるコンサートを多く開催し、「使いやすいホール」「人が呼べるホール」という評価を得られるようにします。 <p>(2) 文化芸術で元気になる県民・市民の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレ事業からアウトリーチに取り組み、開館後に規模・回数を拡大します。 ・ 文化芸術に触れる機会の少ない方々が鑑賞・体験する楽しみを得られるワークショップや連続講座に取り組みます。 ・ 文化芸術の「難しい」「敷居が高い」いったイメージが取り払われるような、気軽に触れられる事業を開催します。 ・ 文化団体等の活動、制作などの技能・知識向上のための講座・研修等を行います。 ・ 県内文化施設の職員、自治体の文化振興担当者、教職員等を対象とした、文化芸術やホール運営に関する研修・講座を行います。 <p>(3) 記録・保存の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民俗芸能伝承館等と連携し、民俗芸能に関する資料、映像等の保存状況を把握します。 ・ 「国民文化祭あきた2014」や県・市事業等の過去の開催資料の状況を確認します。開館後の事業については、県・市、図書館等とも連携しながら、資料や映像を記録・保存します。 <p>(4) にぎわいづくりのための事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館の企画展と連動した公演や、民俗芸能を紹介する催し等、地域住民に喜ばれるような事業を開催します。 ・ 中心市街地の企業、商業施設、宿泊施設等との関係づくりを行い、公演と連動した取組について準備、試行を行います。

<p>6 年 目 ～ 10 年 目</p>	<p>(1) 秋田の文化芸術の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年目までの取組に加え、独自の作品づくりや、広域的な交流事業に取り組めます。 ・ 貸館事業での文化団体等の発表の機会や公演、コンサートの開催状況を踏まえ、自主事業での開催規模を見直します。 <p>(2) 文化芸術で元気になる県民・市民の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年目までの取組を継続します。 ・ 文化団体等が自らアウトリーチ活動を行えるようにするための講習を行います。 ・ 県内文化施設と連携した事業開催や、自主事業が十分に行いづらい施設への出前事業などに取り組めます。 <p>(3) 記録・保存の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年目までの取組を継続します。 ・ 記録・保存した資料を公開、活用していきます。 <p>(4) にぎわいづくりのための事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年目までの取組を継続・拡大し、芸術文化ゾーン内の各施設が連携したイベントの開催など周辺エリアが一体となった事業展開を進めます。
---	--

第3 貸館事業計画

1 貸館事業の方針

(1) 利用特性に合わせた規則・料金の設定

文化団体等の発表に加え、興行や大会の会場となる高機能型ホールと、県民・市民の多様な芸術文化活動を支えるステージとしたい舞台芸術型ホール、日常の活動の場となる練習室等と、同じ施設のなかにいろいろな利用特性を有していることから、それぞれを最大限生かすために、各室に適した規則・料金を設定します。

(2) 地域活性に寄与する利用の促進

県民・市民等による各種イベントに加え、県内外から多くの集客が見込めるコンサート、公演、大規模会議・大会などの利用は、中心市街地をはじめとする地域の活性化に寄与することから、利用促進に向けて、主催者が使いやすい規則とします。

また、施設内の飲食は、ホールの客席は禁止としますが、それ以外のエリアは、地域住民等によるイベント等の利用を考慮し、原則、飲食可能とする方向で検討していきます。

(3) 文化芸術活動の向上に貢献するサービスの提供

貸館事業において県民・市民が本施設を利用する際、経験・知識の豊富なスタッフがアドバイス・提案等を積極的に行い、よりよい公演や発表を通じた文化芸術活動の向上を目指します。

また、相談記録などの利用情報を一定期間保存し、次回の利用時に前回の内容を把握して提案・アドバイスができるようにします。

(4) 附属駐車場の考え方

附属駐車場については、わかりやすくスムーズな駐車に向け、満空表示の工夫や周辺駐車場の空き情報の配信等について検討していきます。

また、吹奏楽大会等の教育目的利用で楽器の運搬用トラックが搬入ヤードを頻繁に出入りするような場合には、主催者と協議し、一般車の出入りの一時的な規制など、駐車場の運営に支障が出ないように配慮します。

2 利用規則の基本的な考え方

前項の方針を踏まえ、利用規則の各項目について、次のような考え方のもとに詳細を検討していきます。

(1) 開館時間及び利用時間

高機能型ホールと舞台芸術型ホールなど施設の基本的な開館時間は、9時～22時とします。

練習室等の諸室は、これまでのジョイナスの利用時間に配慮し、利用時間を9時～23

時とします。

学会で多くみられる早い開始時間や、コンサート等の早朝仕込みに配慮した催しによっては、9時以前の繰り上げ利用、生の舞台ゆえに上演時間が延びることに配慮した22時以降の延長利用にも、柔軟に対応できるようにします。

(2) 受付時間

仕事が終わった後で申請に来られる方へ配慮しつつ、効率的な運営体制も考慮した受付時間を検討していきます。

(参考：現県民会館は21時まで、市文化会館は16時半まで)

(3) 休館日

年末年始に加え、毎週または隔週の定期休館を設けるかどうかは引き続き検討します。

ただし、利用者から「この日でないと開催できない」といった相談があった場合は、休館日でも柔軟に開館できるようにします。

(4) 申請期間

各室の利用特性と、複数施設の併用ができることに配慮し、下表のとおり申請期間を設定する方向で検討していきます。

施設	受付開始	受付締切
高機能型ホール(公演利用)	利用を希望する日の 13ヶ月前の月の1日から	利用を希望する日の 1ヶ月前まで
舞台芸術型ホール(公演利用)	利用を希望する日の 12ヶ月前の月の1日から	利用を希望する日の 1ヶ月前まで
リハーサル室(公演・展示利用)	利用を希望する日の 8ヶ月前の月の1日から	利用を希望する日の 1ヶ月前まで
高機能型ホール(練習利用) 舞台芸術型ホール(練習利用)	利用を希望する日の 3ヶ月前の月の1日から	利用を希望する日の 2週間前まで
リハーサル室(練習利用) 練習室、研修室、創作室	利用を希望する日の 3ヶ月前の月の1日から	利用希望する日の当日
多目的スペース 芸術の路(ピクチャーレール等)	利用を希望する日の 3ヶ月前の月の1日から	利用を希望する日の当 日

※ 上記で「1日」とある日が休館日の場合、翌営業日とします。

※ 利用申請の受付時期が早い施設(例：ホール等)と他の施設(例：練習室等)を併用する場合は、受付時期が早い施設と同時に申し込めるものとします。

※ 研修室、創作室は、自主事業等の事務局として長期利用している場合、貸出しを一定期間行わないことがあります。

※ ホールの利用がないときは、附属する楽屋やホワイエを一般利用できるよう検討していきます。

※ 多目的スペースは、高機能型ホール、舞台芸術型ホールで大規模な催しの利用が予定されており、入場客の待機スペースやグッズ販売スペースとして1階を利用する可能性が高い日は、受付を行わないこととします。

(5) 受付方法

遠方の利用者など、窓口に来ることが難しい申請者に配慮し、窓口での受付に加え、FAX、メール、郵送等多様な受付の手法について検討していきます。併せて施設予約システムの導入についても検討していきます。

高機能型ホール（公演利用）、舞台芸術型ホール（公演利用）、リハーサル室（公演・展示利用）については、申請受付期間を設定し、窓口、FAX、メール、郵送（必着）等のいずれの申請方法であっても「同時受付」として取り扱います。希望日の重複があった場合は、抽選と利用調整が考えられますが、公平性と透明性の観点から適切な決定方法について検討していきます。

2つのホールとリハーサル室の練習利用、練習室、研修室、創作室については、原則として先着順で受け付けます。

(6) 優先受付

現在の県民会館、市文化会館同様に、全国規模もしくは東北規模の大会等や、県内の各種団体の10周年、20周年といった周年事業での利用については、(4)の表よりも早く申請できるものとします。

また、県・市の利用、施設運営者が自主事業で利用する場合も優先して申請できるものとします。

県内外から多くの来場が見込めるコンサートの開催等については、県・市または運営者の判断により共催等の名義を付し、優先申請の対象とします。

ただし、月に2週は土日を空けておく、毎年同じ時期に発表する団体に配慮するなどのルールづくりを検討し、過剰に優先申請を受けて県民・市民の利用機会が損失されないように配慮します。

(7) 連続利用日数

創造性の高い利用、地域ににぎわいをもたらす利用は連続利用が必要となることが多いため、原則一週間程度は連続利用できることとします。

3 利用料金の基本的な考え方

(1) 施設利用料金

- ・ 施設の利用料金については、受益者負担の考え方に留意した上で、現施設、県内及び東北エリア等の類似施設の料金体系や施設・設備の仕様を勘案し設定します。
- ・ 運営主体の主体的な経営努力が発揮しやすく、サービス向上のインセンティブ効果が期待されることから、条例で一定の利用料を設定しつつも、協議により、運営主体自らが料金を変更できる利用料金制度を適用するものとします。
- ・ 県民・市民の芸術文化活動の活発化を図るため、日中の料金を夜の料金に比べて割安とするなど、より利用しやすい料金設定を検討していきます。
- ・ 利用の希望が集中しやすい土曜日、日曜日、祝日の料金は平日より割増しとします。

- ・ 冷暖房費は利用料金に含むものとします。市内料金・市外料金などの区別は設けないこととします。
- ・ 多目的スペースについては㎡単位、芸術の路（ピクチャーレール等）については、レールの長さの単位で利用料金を徴収する方向で検討していきます。

（２）利用料金の加算・減算

高機能型ホール、舞台芸術型ホールは入場料を徴収する利用が多いことが想定されるため、「入場料を一定額以上徴収した場合／営利利用」「入場料無料～低廉な額」の２パターンで料金を設定し、入場料を徴収する利用者にとっても、一目で分かりやすい料金設定とします。またこれにより、県民・市民が低廉な入場料を徴収する分には利用料金の負担が増えない仕組みとし、有料の発表・公演の開催を通じた文化活動の意欲向上、質の向上を図るものとします。

その他リハーサル室等については、基本の利用料金額に加え、入場料徴収や販売行為、営利目的利用を行う場合に加算設定を適用します。

一方、高機能型ホール及び舞台芸術型ホールの仕込み、リハーサル、練習での利用については、入場料を徴収しない場合の金額から一定程度減額した金額とします。

また、県民・市民の利用に配慮し、１階席のみを利用した場合の減額についても、高機能型ホール、舞台芸術型ホールともに設定します。

（３）利用料金の減免・免除

施設運営者が自主事業で利用する場合を除き、利用料金の免除規定は設けない方向で検討していきます。県・市の行事であっても、原則、利用料金を支払うものとします。

減額については、学校行事等、教育目的で教育機関が利用する場合の減免制度を引き続き検討します。その他の団体に対して減額を行うことは想定しないこととします。

（４）附属設備利用料金

- ・ 県内・東北エリアの利用料金及びイニシャルコストを考慮した設定を検討していきます。また、「１台」「１kw」「１式」といった徴収単位の設定にあたっては、それぞれの設備・備品の使いやすさに配慮します。また、必要に応じてセット料金を設定し、県民・市民が計算しやすい料金設定を目指します。
- ・ 附属駐車場については、有料化の方向で検討を進めますが、施設利用者（大会等主催者や練習室等利用者）の利便性を考慮する必要があるため、周辺駐車場の利用料金体系とのバランスを図りながら、適切な料金設定とします。

なお、施設利用者の駐車料金は一定台数まで免除できるものとします。

第4 広報・PR事業計画

1 広報・PR事業の方針

(1) 双方向コミュニケーションの促進

一方的かつ画一的な情報提供や宣伝ではなく、「施設を利用する県民・市民」、「利用しない県民・市民」、「県外プロモーター」、「中心市街地関係者」、「県内文化施設関係者」、「マスコミ」といった様々な立場にある対象（ステークホルダー）に合わせたきめ細やかな広報・情報提供を行います。

また、それぞれの対象との対話や意見聴取を積極的に行う、文化芸術活動に関する相談対応を行うなどのPR活動を通じ、双方向のコミュニケーションを活性化することで、広報活動を始めとした運営改善につなげることを目指します。

(2) 事後広報の強化

チケットの販売に併せて開催前に行われる広報に加えて、「後パブ」と呼ばれる開催後の広報に力を入れるほか、参加しなかった人に対しても公演等の様子を伝えることで、今後の事業への参加意欲の喚起、普段利用しない県民・市民等に対する活動の認知度向上を目指します。

(3) 運営情報の透明化

事業計画書、事業報告書、収支決算書、事業評価等の公表、県民・市民等にも分かりやすい年次報告書（アニュアルレポート）の発行、企画意図や制作プロセスの発信など、運営状況や運営者の考え・取組を様々な方法で積極的に公開し、運営の透明性の確保と、運営のアピールにつなげます。

(4) 会員組織（友の会）の整備

会員組織を整備し、メール等による様々な事業情報等の提供を行うことで、新施設のファンを増やします。これにより、入場率を向上させて、安定した運営の一助とします。

(5) 外国語表記の充実

多様な国籍を持つ施設利用者の利便性へ配慮し、館内案内サイン、室名札、HP等の外国語表記を工夫します。

2 開館までの広報的取組

開館までの具体的な取組として、次のようなことを検討していきます。

また、前述したプレ事業も広報的役割を有することから、下表のような広報と同様に積極的に取り組みます。

方策	対象・目的	具体的な取り組み(イメージ)
ホームページ	関心のある方々に開館を周知し、事業内容や利用方法などの情報を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・県市 HP 等での定期的な情報掲載 ・運営予定者 HP での情報掲載
印刷物の作成		<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等を記したパンフレット ・施設や事業の期待を高める情報紙
説明会等の開催		<ul style="list-style-type: none"> ・利用予定者への利用説明会 ・開館記念事業発表の記者会見 ・対象別の内覧会
ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)	広く開館を周知するためのリアルタイムな情報の発信と意見等の収集	Facebook、Twitter、Instagram 等による準備状況、建設状況や中心市街地の紹介
取材依頼、広告	施設にあまり関心のない方々への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・TV、新聞、雑誌等への取材依頼 ・TV、新聞、雑誌、駅等の広告掲載
正式名称、愛称、ネーミングライツの公募	施設の認知度向上 (ネーミングライツは、財源の安定確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の正式名称または愛称の公募 ・施設名またはホール名のネーミングライツ(命名権)公募

第5 運営組織計画

1 運営組織のあり方

(1) 運営主体について

本施設は、整備計画で定めたとおり、民間のノウハウを活用できる指定管理者による運営管理を行いますが、その運営主体には、広報、マネジメント能力に加え、地域文化に精通し、文化振興を推進していける能力や、県・市それぞれの文化振興施策や運営方針を十分に理解し、確実に遂行できる能力が必要になります。

また、県内事業者のプロモーション能力育成の観点から、運営主体は県内事業者を基本として検討していきます。

加えて、指定管理の期間は、この施設の特異性や人材育成にも考慮し、一定の期間を確保できるよう配慮します。

なお、県・市の文化芸術拠点として、運営主体に委ね過ぎることなく、県・市でも運営状況を把握し、運営に関わっていける体制を築くため、県・市・運営主体による連絡会議等を設置することとします。

(2) 運営主体に求めるもの

① 専門性の高い組織

秋田県全域の文化芸術振興を担う施設であることを意識し、施設経営、自主事業、貸館事業、広報・PR事業、舞台技術、それぞれにおいて専門性の高いスタッフを配置します。

② コミュニケーション能力に長けた人材による組織

利用者等との細やかな対話を通じた業務によって運営の質の向上が図れるように、専門性に加えてコミュニケーション能力に長けた人材を配置します。

③ 若手の育成を視野に入れた組織

次世代の秋田の文化芸術振興を担う人材を育てる場として、若手を育成できる体制づくりを行います。

職場体験、インターンシップ、他市・他館からの職員研修等の受け入れについても積極的に行います。

④ 地域文化に精通し文化芸術振興を推進していける能力

県出身の芸術家に関する情報や県内の民俗芸能等、秋田の文化資源について豊富な見識を有し、秋田ならではの文化芸術振興を提案、推進していくことのできる人材を配した体制とします。

⑤ 長期的な視点で施設の維持管理を行える能力

施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を常に意識し、効率的な設備運転や

予防保全の取組を行うことで、長く快適に施設を維持できるようにします。

(3) 運営管理組織

運営管理組織には、新文化施設の「経営」全体を統括する館長をおき、その下に「総務」、「広報・PR事業」、「自主・貸館事業」、「技術」の4部門をおくこととします。

役職・部門	主な業務内容
館長	施設の運営管理全体の統括、運営管理方針の決定、設置者・他施設等関係機関との連絡調整、資金調達など
総務部門	諸規定の整備・管理、職員の労務・勤怠管理、委託契約管理（設備、警備、清掃、窓口・フロントスタッフ等）、各種委員会等事務局、予算・決算・出納管理など
広報・PR事業部門	事業・施設の広報宣伝、機関誌等の制作発行、ホームページ・SNS等の運用管理、友の会運営、チケットの販売促進、マスコミ対応など
自主・貸館事業部門	事業の企画制作・実施、主催者・上演団体・アーティストとの調整、チラシ・プログラム等制作、チケット販売管理、年間事業計画の作成、助成金申請、利用の受付、公演等事前打ち合わせ、利用者への助言・指導、利用促進策の企画・実施、利用統計、来場者対応など
技術部門	舞台・公演の安全管理、舞台設備の操作・補助、舞台設備の点検管理、利用者の相談対応・事前打ち合わせ、舞台技術に関する指導・人材育成など

館長は、あきた文化振興ビジョンや秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の基本的な方針を踏まえ、中心市街地一帯の活性化を図るため、周辺の文化施設や商業施設、地域住民等との連携を常に意識しながら、事業企画も含め、本施設を運営するものとしてします。

また、事業部門には、質の高い音楽等の鑑賞機会の充実や県民・市民・文化団体等と連携した事業展開を図るため、幅広いジャンル、事業手法に係る知識・経験等が必要となることから、専門家（プロデューサー等）を配置することを検討します。併せて、自主事業、貸館事業、広報・PR事業が一体となった事業展開とするため、横断的な人材の配置や、県民・市民・文化団体等との情報共有を目指すものとしてします。

2 レストランの運営

本施設には、施設利用者の利便性の向上やにぎわいの創出を図るため、1階エントランスホール北側にレストランを設置します。劇場で舞台を鑑賞する人、文化芸術に携わる人など、さまざまな地域住民が集い、憩う空間としてレストランはきわめて重要な役割を果たします。

レストラン運営者には、このような役割を理解し、施設運営者と連携しながら、施設全体でにぎわいを創出していく能力が求められます。

3 附属駐車場の運営

附属の立体駐車場は、主に施設利用者（大会等主催者や練習室等利用者）が利用することが想定されるため、その利用形態を把握している施設の運営主体が運営することが適切と考えます。

4 県民・市民参加の方法

「県民・市民の広場」である本施設では、県民・市民が様々な形で本施設の運営に関わることが望まれるため、運営主体は県民・市民主体の運営ボランティア等を組織することとします。一方で、運営主体にとっては県民・市民参加が増えることが、人的負担や収支リスクの増加につながる可能性もはらんでいますので、県・市が間に入って二者の良好な関係づくりを支援し、また指定管理者の変更が生じた場合に県民・市民参加の継続が危ぶまれてしまわないように支えていく必要があります。

現在、本施設で想定する県民・市民参加は次のとおりです。

【県民・市民参加のイメージ】

- ・ 独自の作品づくりや、中心市街地で連携した事業、フェスティバル等を企画・開催する際の実行委員会への参加
- ・ 自主事業の開催当日における会場案内等のボランティア
- ・ 自主事業の広報活動におけるポスター貼り、チラシ配布等のボランティア
- ・ PR活動や事業評価のための住民モニター
- ・ 運営ボランティア等による運営ルール等の検討

第6 運営評価

1 運営評価の考え方

本施設の運営評価にあたっては、県・市の評価基準に基づく評価が行われます。

さらに、本施設の運営を内外に周知し、良さを知ってもらうための広報資料として運営評価を捉え、運営者独自の年次事業報告書（アニュアルレポート）等を作成、発行して県民・市民、地元企業、他施設、有識者等にアピールしていくものとします。

2 県・市の評価項目

（1）秋田県の評価項目（秋田県管理運営状況等評価票評価項目）

観点Ⅰ)利用目標の達成状況	利用者数、利用料金収入(目標設定により異なる)
観点Ⅱ)利用者満足度の状況	利用者満足度
観点Ⅲ)管理運営体制の状況	①有資格者を含む職員配置状況は適切か ②職員の勤務実績は適切か ③職員の処遇等は適切か ④施設・設備は適切に管理されているか ⑤備品は適切に管理されているか ⑥個人情報の保護に対する体制の構築が成されているか ⑦安全で安心できる環境を確保しているか ⑧経費節減のための努力を行い、成果を上げているか ⑨計画的な修繕等がなされているか ⑩健全な経営がなされているか
観点Ⅳ)サービス向上に向けた取組の実施状況	①開館日、開館時間等は守られているか ②事業計画に掲げられた業務は適正に実施されているか ③施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か ④職員の接客マナーは適切か ⑤利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか ⑥すべての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう情報発信を行っているか ⑦潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか ⑧満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講じているか ⑨利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築しているか ⑩意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構築しているか

(2) 秋田市の評価項目（秋田市指定管理者評価シート評価項目）

1 市民の平等な利用の確保	
① 平等な利用確保	不当な利用制限や特定の利用者の優遇を行っていない 個々のサービスについて、対応者による格差は生じていない
2 公の施設の設置目的の効果的な達成	
① 法令等の遵守	条例、規則、基本協定、仕様書等に基づき、指定管理者の業務を適正に行っている
② 地域振興への貢献	地域関係機関、ボランティア等との連携が図られている
③ 広報活動の実施	地域の特性を活かした自主事業を実施している
④ 施設の利用促進	施設情報の提供や自主事業のPRを積極的に行っている
⑤ サービスの向上	施設の利用促進に向けた効果的な取り組みを行っている
3 効率的な管理	
① 施設・備品管理	建物・設備が適切に管理され、安全性と良好な機能が保持されている 備品が適切に管理され、利用状況の把握も適切に行われている 市民が快適に利用できるよう、清潔に保たれている
② 環境への配慮	電気・水道等の効率的利用や廃棄物の抑制など省エネ対策に取り組んでいる
4 適正かつ確実な管理を行う能力	
① 適正な人員配置	施設の管理運営のため、適正な人員配置が行われている 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされている
② 接遇・研修・ 苦情対策	利用者に対する職員の接遇、マナーは適切である 職員の資質の向上のため、研修等を行っている アンケート等、寄せられた意見や苦情に適切に対応できる仕組みが整っている
③ 安全管理・危機管理	事故防止のための取組を行っている 事故や災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう責任体制やマニュアル等が整備されている マニュアル等に基づき防災訓練等を定期的に行っている
④ 個人情報の保護	個人情報保護の重要性を認識し、適正な取り扱いが図られている
⑤ 収支状況	収支計画に基づいた適切な執行を行っている 文書、帳簿、通帳の管理を適切に行っている
5 その他	
① 交流人口の拡大	交流人口の拡大に向けた創意工夫に積極的な取組をしている
② 施設間の連携	複数の施設を受託している場合、施設間の連携を図り、効果的なPRや一括管理がなされている

3 年次事業報告書(アニュアルレポート)等の作成

県・市の評価に必要な情報を活かし、年間の運営状況の報告を冊子にまとめて発行する。評価項目に加え、自主事業の写真・チラシ等を記した活動紹介、県民・市民・有識者等の声を掲載するなど、読みやすく、読んで楽しい冊子をつくり、継続的に発行していきます。

第 7 収支計画

1 収支のあり方

(1) 主な収入と支出の項目

本施設における収支構造を簡単に記すと下表のとおりとなります。

整備計画で示したとおり、事業費を除く支出（運営費）は4億円程度を想定しています。

今後、利用料金の設定や施設の稼働率の試算と併せてシミュレーションを進めていきます。

科目		内訳	
収入	利用料金等	利用料金収入	施設及び附属設備利用料金
	収入	入場料等収入	自主事業の入場料・参加料等
	指定管理料		県・市からの指定管理料
	雑収入		コピー・ファックス使用料、自動販売機設置収入、その他利用者向けサービスによる収入等
支出	人件費		職員及び臨時職員の人件費、福利厚生費
	事業費		自主事業・広報 PR 事業に係る旅費交通費、通信運搬費、アルバイト経費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料、手数料、謝金、租税公課、負担金、委託費等
	管理費		貸館事業、維持管理に係る旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料、手数料、謝金、租税公課、負担金、委託費等
	光熱水費		電気、ガス、水道の使用料
	修繕費		施設・設備の故障・不具合や機能改善のために行う修繕、保全等に係る費用

県民・市民が使いやすい料金設定、鑑賞・参加しやすい入場料・参加料の設定を行うことから、稼働率の増加、自主事業の質の向上は収支比率を下げる可能性が高くなります。しかし、高い稼働率、質の高い自主事業で県民・市民の文化振興、元気づくりを図ることが本施設の目的であるため、収入額ではなく収支の適切さをもって評価を行うものとします。

(2) 稼働率の試算

過去5年間の「県民会館大ホール」と「市文化会館大ホール」の稼働率を参考にし、その代替ホールとなる「高機能型ホール」と「舞台芸術型ホール」の稼働率を試算していきます。

【過去5年間の稼働率（年間利用日数／年間利用可能日数）】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	平均
県民会館大ホール	71.0%	70.0%	66.5%	66.9%	71.2%	69.1%
市文化会館大ホール	64.8%	60.9%	63.9%	67.5%	67.7%	65.0%

2 資金の獲得

事業費を少しでも増やすこと、より公共性の高い事業として認知されることを目的に、国や財団法人等の助成金、補助金の獲得を推進するとともに、企業・個人等からの支援制度を設けることを検討していきます。